明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三二）　二
〔省　令〕
○介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働三五）　二
〔告　示〕
○個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、認定個人情報保護団体を認定した件（個人情報保護委二）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同五）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同六）　三
○消防法施行規則第三十一条の六第八項第六号の期間を定める件等の一部を改正する件（消防庁四）　三
○登記回復に関する件（法務三一）　四
○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定附属書十四―Ａ及び十四―Ｂの改正に関する外交上の公文の交換に関する件（外務六一）　四
○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定付録二―Ｃ―１及び付録二―Ｃ―２の改正に関する外交上の公文の交換に関する件（同六二）　四
○南インド洋漁業協定への中華人民共和国の加入に関する件（同六三）　四
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁二六）　六
○史跡を管理すべき地方公共団体を一部解除し、管理すべき地方公共団体を追加指定する件（同二七）　六
○昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する件（農林水産二七六）　九
○野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域を定める件の一部を改正する件（同二七七）　一〇
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八八）　一〇
○道路に関する件（関東地方整備局六〇）　一二
○道路に関する件（北海道開発局二〇～二二）　一二
〔国会事項〕
官庁事項　一二
〔人事異動〕
法務省　会計検査院　最高裁判所　一二
〔叙位・叙勲〕　一三
〔皇室事項〕　一三
〔官庁報告〕
官庁事項　一三
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一三
〔公　告〕
諸事項　一三
官庁
製造たばこ小売定価関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二号）（警察庁）

1　取引時確認を行う必要がない特定事業者が他の特定事業者に委託して行う取引として、クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結を追加することとした。（第一三条第一項第一号関係）

2　所要の経過措置を設けることとした。

3　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。